



総コ推第152号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市長 伏見 隆 

諮問第546号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制


情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



教管総第302号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉 

諮問第548号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚 選 第 1 6 0 号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 道 上 達 也 様

枚方市選挙管理委員会

委員長 津 上 敏 広 

諮問第550号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚 監 査 第 1 8 7 号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 道 上 達 也 様

枚方市代表監査委員 勝 山 武 彦 

諮問第552号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

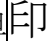
情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚農委第349号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市農業委員会

会長 高橋 利 坦 

諮問第554号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚 固 審 第 4 5 号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 道 上 達 也 様

枚方市固定資産評価審査委員会

委員長 小 川 哲 男

諮問第556号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。


3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



上下水経第405号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市上下水道事業管理者 池 水 秀 行 

諮問第558号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



病 総 第 1 0 4 号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 道 上 達 也 様

枚方市病院事業管理者 高 井 法 子

諮問第560号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚議第667号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市議会

議長 大塚 光 央

諮問第562号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚公平第34号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市公平委員会委員長 東 幸生

諮問第564号

会議録の作成事務における個人情報の電算処理について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり個人情報を電算処理したいので、枚方市個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



総コ推第153号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市長 伏見 隆 

諮問第547号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行っていますが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



教管総第303号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉

諮問第549号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があります、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制


情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚選第161号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市選挙管理委員会

委員長 津上 敏 広 

諮問第551号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚 監 査 第 1 8 8 号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 道 上 達 也 様

枚方市代表監査委員 勝 山 武 彦 

諮問第553号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行っていますが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚農委第350号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市農業委員会

会長 高橋 利 坦 

諮問第555号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

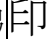
情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚 固 審 第 4 6 号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 道 上 達 也 様

枚方市固定資産評価審査委員会

委員長 小 川 哲 男 

諮問第557号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



上下水経第406号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市上下水道事業管理者 池水 秀行

諮問第559号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行っていますが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



病 総 第 1 0 5 号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 道 上 達 也 様

枚方市病院事業管理者 高 井 法 子

諮問第561号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行っていますが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

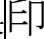
情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚議第668号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市議会

議長 大塚 光央 

諮問第563号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

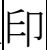
3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。



枚公平第35号
平成28年11月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市公平委員会委員長 東 幸生 

諮問第565号

会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）

会議録の作成事務において、下記のとおり電子計算組織の通信回線による結合を行いたいので、枚方市個人情報保護条例第15条ただし書の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなっており、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門事業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。

この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。

また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。

上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。

2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目

審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。

3 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。

会議録の作成事務における個人情報の流れ

【専門事業者に反訳委託、ソフトウェア購入・リース等】

